

□ 今月のことば □



知財改革の主人公になりましょう

副会長 丸島 儀一



最初にこの世界の仕事に携わった四十数年前と比較すると現在は隔世の感を覚えます。

技術は絶えず進化いたします。技術の進化は商品の機能、形態やビジネスの広がり、形態を大きく変えていきます。

このことにより知的財産の保護を必要とする対象が絶えず変化いたしますし、知的財産の活用及び取引の形態も変化いたします。法は何時も後追いでした。

一方、ビジネスがグローバルに展開するようになり、フロントランナーとして先を切り開く必要性と、世界的規模での競争状態の中で最近我が国の産業の国際競争力低下が危惧されその回復も重要課題になりました。

そこで技術創造立国を国是とし、国家戦略として知財立国が提唱されました。知財立国の理念に、知的財産の価値が最大限に発揮される環境を整備し、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し国民経済の健全な発展に寄与すること、及び、わが国産業の国際競争力強化による持続的発展に寄与することが掲げられております。

現在、推進計画に沿って進行している知的財産の創造、保護及び活用並びに人材の育成に亘る知財改革はこのような環境の変化に適切に対応すると共に、知財立国の理念に叶うものでなければならぬはずで、総論賛成でも各論で躊躇するようでは真の改革は難しいでしょう。このような改革期には出来た制度を活用するだけでなく、知財の創造、保護及び活用のサイクルでの専門家である私達が、理念に叶った改革に積極的に参画する必要があると思います。

この改革には自己の改革と会の組織、運営の改革も含まれると思います。自己の意識改革としては専権の分野のみならず、広く知財創造サイクルの各分野の仕事を切り開く意識と専門家としての自己研鑽が必要であり、会としても会員のために、同様な視点での運営が必要になると思います。

私自身、産業界の立場から、知的財産戦略大綱を作り上げる初期の段階から引き続き知財改革の内容を具体的に検討する種々の場に参加させて頂き、私なりの考えを述べさせて頂きました。大筋で産業界が期待する方向で知財改革が進行しており、これからの知財改革も同様に進行することを期待しております。知財立国の理念に叶う知財改革においては、産業界も日本弁理士会も大筋で期待する方向は同じであると認識しております。互いに協力して知財改革に取り組むことが大事だと思います。私自身も会に軸足を置いて知財改革に取り組んでいきたいと考えております。

先ず、将来を展望しいかに在るべきか、推進計画に盛り込まれた事項にいかに対応していくか、会としての政策方針を早めに立てる必要が有ると思います。対応する委員会はもとより、一人よがりにならないためにも外部の有識者の意見も参考に立案することが大事になります。中央知的財産研究所はこのような重要事項を研究する会の機関として益々の活動を期待したいと思います。

大量に増加する会員が専門性を発揮して知財創造サイクルの各段階でユーザーニーズに応じて活躍できるようにする施策と環境づくりが必要だと思います。

創造、保護の分野では大学、ベンチャー、中小企業に対して知識、制度の普及の支援もさることながら、創造の中に立ち入った知財の仕事での支援が求められているように思います。大学の支援に関連して人財の育成や弁理士倫理の問題も検討する必要が有るように思います。

保護、活用の分野では専権や侵害訴訟のみならず、広い分野で活躍できるチャンスがあるように思います。しかもこれ等の仕事は相互に深い関連も持っております。ユーザーニーズを満たすためには、人の面からも個人、組織、他の専門家との連携と多様性と信頼性、公平性が求められると思います。

これ等の分野として例えば、水際での特許侵害の有無の裁定、知財の流通流動、知財の評価、調査機関、技術標準のデータベース、裁定、調停、判定等広い意味でのADRなどが対象となると思います。

夫々の事項は、対応する委員会、機関で検討され或いはこれから検討されると思いますが、全体を纏めてサービスできるセンターを設立し、そこに多くの知財の専門家を中心に他の専門家もプール出来、ユーザーの求める案件ごとに最適な人材で、しかも知財の総合サービスや地方展開が可能な組織体をADR推進機関と関連委員会との連携で検討してみたいと思います。具体的には、例えば仲裁センターの母体を発展させることの可能性の検討になると思います。

いずれにしても知的創造サイクルの各段階で活躍できる人材の育成が最も基本的な問題となって来たように思います。特に技術と法律が解り、知財の問題解決能力と解決手法を提案できる知財の専門人材が求められています。このような人材の早期の育成は主に社会人を中心に、技術をベースとする人には法律を主に、法律をベースとする人には技術を主に教育すると共に知財問題解決能力をつけさせる教育が望まれます。このような人材は法科大学院では育成されないか、育成されたとしても相当長期に亘ると思います。そこで知財の専門職大学院の早期の開校が望まれます。推進計画の優先項目とし、さらに大学にも学生にも相当のインセンティブを与えることが望ましいと思います。国として、産業界として、日本弁理士会として、個人としても援助することが必要になると思います。

以上、私の担当部門を中心に活動したい事項に付き述べてみました。会長を補佐し、他の副会長と協力して一年間活動いたします。ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

パテント誌原稿募集のお知らせ

日本弁理士会

パテント編集委員会

従来からパテント誌は、編集委員が知っている範囲で著者を募集するという形をとってまいりましたが、特に広範な意見の徴集が必要と考えられる特集については、より有益な意見を広く募集するために、別途に公募をすることとなりました。今回の公募の対象として決定したテーマは下記のようなものです。

これらのテーマについてしっかりと語れる弁理士は、実は極めて少ないのではないかと思います。従って、これらに関する意見は非常に貴重なものでありますので、是非ともそれをまとめてひとつの本として広く役立てるとともに、貴重な財産として後世に残すようにしたいと思います。

下記のテーマに実際に従事されておられる方はもちろんですが、そうでない方の「こうあるべきである」や「こうありたい」も、同時に公募いたします。未体験の方のご意見も、体験に基づく見解と同様に価値あるものだからです。いずれにしても、我が国のこれからのために、現在ないしは後世に役立つ情報の集積と保存をすべく、どうかご協力をいただければと思います。

論文を募集しているテーマ

- ・ベンチャー支援について
- ・先端技術について
- ・地方公共団体等による知財活動や、地方の発明支援制度について
- ・知財高裁について
- ・環境技術について
- ・弁理士の新事業について
- ・侵害訴訟について

※いただいた原稿はパテント編集委員会にて検討の結果、不掲載となる場合もありますので予め御了承下さい。



投稿原稿はこちら

—お問合せ—

日本弁理士会 広報課

TEL03-3519-2361 FAX03-3581-9188